

一般廃棄物処理実施計画書

令和 7 年 4 月

福岡県豊前市

令和7年度 一般廃棄物処理実施計画

目 次

I	総則	
1	計画の位置付け	・・・ 1
2	計画の区域	・・・ 1
3	用語の定義	・・・ 1
II	一般廃棄物（ごみ）処理実施計画	
1	一般廃棄物（ごみ）処理計画	・・・ 2
	（1）ごみの発生量（処理量）の見込み及び実績	・・・ 2
	（2）リサイクル率	・・・ 2
	（3）排出抑制のための方策に関する事項	・・・ 3
2	収集運搬計画	・・・ 4
	（1）収集運搬の区分等	・・・ 4
	（2）生活系ごみ	・・・ 5
	（3）事業系ごみ	・・・ 6
	（4）収集運搬業の許可業者数	・・・ 6
3	中間処理・最終処分計画	・・・ 7
	（1）処分施設	・・・ 7
	（2）処分業の許可業者数	・・・ 8
4	処理施設に関すること	・・・ 8
	（1）処理施設の概要	・・・ 8
	（2）最終処分場の廃止に向けた維持管理	・・・ 8
	（3）最終処分の現況	・・・ 8
III	生活排水処理実施計画	
1	生活排水処理計画	・・・ 9
	（1）し尿等の収集量（処理量）の見込み及び実績	・・・ 9
2	収集運搬計画	・・・ 9
	（1）収集運搬の区分等	・・・ 9
	（2）収集運搬方法等	・・・ 9
	（3）処理及び処分の現況	・・・ 9
	（4）収集運搬業及び浄化槽清掃業の許可方針	・・・ 9
3	処理施設に関すること	・・・ 10
	（1）処理施設の概要	・・・ 10
4	普及啓発等	・・・ 10
	（1）合併処理浄化槽の設置費補助	・・・ 10
	（2）啓発活動	・・・ 10
5	その他必要事項	・・・ 10
	（1）災害廃棄物の処理	・・・ 10
	（2）適正処理困難物の処理	・・・ 10

令和7年度 一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、豊前市一般廃棄物処理実施計画（以下「計画」という。）を次のとおり定める。

I 総則

1 計画の位置付け

本計画は、豊前市の区域内で発生する一般廃棄物等の処理に関して、市民・事業者の理解と協力による3Rの推進に向けた取組み、収集運搬、中間処理、最終処分等に係る計画を定め、廃棄物の減量、適正処理及び再利用の促進を図るとともに、生活環境を清潔に維持し、公衆衛生の向上に努めるものとする。

また、SDGsの目標達成にも貢献していくものである。



2 計画の区域

市の区域全域とする。

3 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 豊前市外二町清掃センター
…市における一般廃棄物（ごみ）の中間処理施設。
事業主体は豊前市外二町清掃施設組合。以下「清掃センター」という。
- (2) 豊前市外二町清掃センター埋立処分地
…清掃センターで中間処理後の焼却残渣等の埋立処分地。
事業主体は豊前市外二町清掃施設組合。以下「最終処分場」という。
- (3) 豊前市外二町環境センター
…市における一般廃棄物（し尿）の中間処理施設。
事業主体は豊前市外二町清掃施設組合。以下「環境センター」という。
- (4) 生活系ごみ
…一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物（ごみ）。
- (5) 事業系ごみ
…各種事業所の事業活動に伴って生じた一般廃棄物（ごみ）。
- (6) 所定の場所（ステーション）
…市が定期的に家庭系廃棄物を収集するため、市民がその廃棄物を分別し、一時的に搬出する場所。
- (7) 在宅医療廃棄物
…医師の指導に基づく在宅での医療行為の実施に伴って生じた廃棄物。
- (8) ごみ収集業者
…市長が一般廃棄物（ごみ）の収集運搬業務を許可した業者。
- (9) し尿等収集業者
…市長が一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）の収集運搬業務を許可した業者。
- (10) 浄化槽清掃業者
…市長が浄化槽清掃業を許可した業者。

Ⅱ 一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

1 一般廃棄物（ごみ）処理計画

（１）ごみの発生量（処理量）の見込み及び実績

種 類		単位	令和7年度 (計画)	令和6年度 (見込み)	令和5年度 (実績)
収 集 ご み	可 燃 ご み	t	4,303	4,378	4,562
	カ ン 類	t	61	62	62
	ビ ン 類	t	133	135	147
	ペットボトル	t	81	82	78
	古 紙 類	t	212	216	232
	古 布 類	t	37	38	39
	その他の紙類	t	16	16	15
	そ の 他 プ ラ	t	103	105	101
	その他不燃物	t	173	176	184
	紙 パ ッ ク	t	3	3	3
	白 色 ト レ イ	t	1	1	1
	可燃粗大・不燃ごみ	t	218	222	189
	小 計	t	5,341	5,434	5,613
直 接 搬 入 ご み		t	3,868	3,935	3,847
合 計		t	9,476	9,369	9,460
人 口 （ 年 度 末 人 口 ）		人	22,803	23,200	23,598
世 帯 （ 年 度 末 世 帯 ）		戸	11,228	11,424	11,749
年 間 世 帯 当 たり 排 出 量		t/戸	0.84	0.82	0.81

※令和6年度(見込み)については、令和6年1月までの実績より算出。

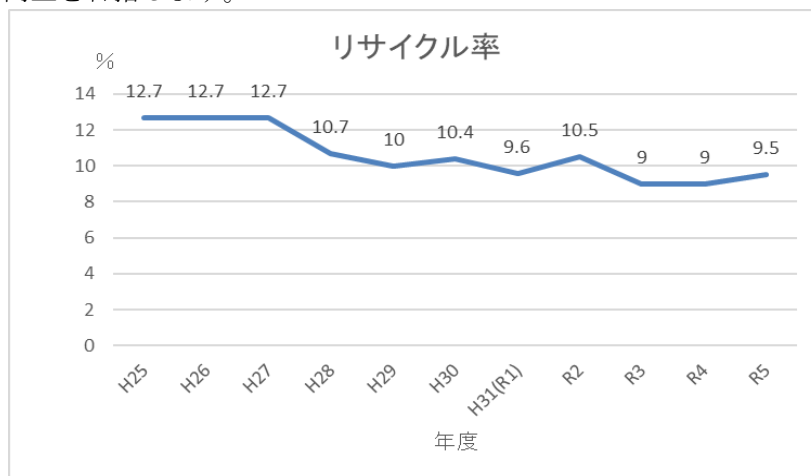
※令和7年度(計画)については、第10期豊前市外二町清掃施設組合分別収集計画より抽出。

※令和6年度、7年度の人口、世帯数は、令和2年～令和5年の平均減少率で算出。

（２）リサイクル率

リサイクル率とは、排出される廃棄物の総量に対しての資源物の割合のことです。リサイクル率の推移は、平成27年度まではほぼ横ばいに推移していましたが、それ以降は減少傾向にあり、令和5年度は9.5%となっています。

全国のリサイクル率に比べ、当市のリサイクル率は低く、今後は、紙類やプラスチック製容器包装、プラスチック製品といった、可燃ごみの中に含まれているリサイクル可能なものをしっかり分別することで、ごみの減量化やリサイクル率の向上を目指します。



(3) 排出抑制のための方策に関する事項

①ごみ減量の普及・啓発

広報誌、ホームページ（以下「広報誌等」という。）による普及啓発を行うとともに、資源とごみの分別ガイドブック、ごみ収集カレンダーを市内全世帯に配布し、内容の周知徹底を図り、分別収集の推進を行う。

②環境負荷の少ない循環型社会の推進

資源・廃棄物制約や海洋ごみ問題、地球温暖化などの地球規模の課題、また、プラスチックの過剰な使用を抑制する取組として消費者のライフスタイルの変革を目的として、実施事業者が行うレジ袋有料化とマイバック推進運動について、当市において広報誌等を活用した啓発を行いレジ袋有料化（無料配布の中止）及びマイバック持参運動の取組を行う。

③生ごみ等食品廃棄物の発生抑制（リデュース）

家庭から排出される生ごみの減量化・資源化を推進するため、広報誌等を活用して生ごみ処理容器及び生ごみ処理機購入補助事業に関する啓発を行い、普及促進に努める。また、食品ロスの削減に向け、発生抑制（リデュース）推進施策として、食品ロス削減運動に取り組み市民・事業者への周知啓発等を通じて、ごみの排出抑制を図る。

④集団回収等による資源循環の推進

地域の集団回収や地域の公共施設を資源物回収拠点として資源物を回収し、集団回収等実施団体に対し、回収した資源物に対する奨励金を交付し、資源循環の取り組みを推進する。

⑤リサイクル講座の開催（清掃センター）

清掃センターに持ち込まれた新聞紙・布・牛乳パックなどを再利用し、実用品として再生させるリサイクル講座を開催する。

⑥緑のリサイクル運動（清掃センター）

清掃センターに搬入された樹木をシュレッダーで破砕・チップ化し、雑草抑制材、養生材、堆肥の副資材などとして希望者に配布する。

⑦事業系ごみの適正処理と減量化（マニュアル）による啓発及び指導

事業系活動に伴って生じた廃棄物の適正処理と減量・資源化を計画的に進めるよう啓発を行うとともに、ごみ収集業者に取引先事業者と協力・連携のうえ、資源化に取り組むよう指導を行う。

⑧その他

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）（平成12年法律第100号）に基づき、公共施設等における物品購入の際は、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入するよう努める。

また、住民や事業者を対象とした、グリーン購入法の主旨等について啓発活動を行い、循環型社会形成の推進を図る。

(1) 収集運搬の区分等

※「古紙（新聞・ダンボール・雑誌等）・紙製容器包装・その他の紙類、古布」、
「不燃ごみ（金属類・電化製品・金属と燃える材質が一緒になったもの・
金属のキャップ・電球・蛍光灯・硝子屑・陶器）」、「プラスチック製
品」は、それぞれ同一の収集日とする。

(2) 生活系ごみ

①収集運搬方法

収集運搬の区分等により、原則として市の委託する業者が定期的に分別収集し清掃センターに搬入を行う。ただし、例外的に処理を要する場合は、必要な都度、排出者自らまたは排出者から依頼を受けた市指定許可収集運搬業者が清掃センターに搬入する。

②指定袋

ごみ処理に関する意識啓発を図るとともに、分別の精度を高め、収集の効率化、環境美化及び作業の安全性を確保するため、生活系ごみのうち、可燃ごみの排出にあたっては指定袋制を継続する。

③排出方法

排出者は、分別区分に従い適正に分別のうえ、市が指定する収集日当日の決められた時刻ま 所定の場所（ステーション）に搬出しなければならない。

④排出禁止物

次に掲げるものは所定の場所（ステーション）に搬出することはできない。

(A) 個別の法令により、メーカー等による回収が義務づけられているもの

(B) 収集運搬することが困難なもの

(C) その他一般廃棄物の処理に著しい支障が生じるもの

種 類	排出方法等
A 特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）（平成10年法律第97号）及び特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）第1条各号に規定する機械器具（エアコン、テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機）	排出者は、家電リサイクル法に基づき、小売業者に引き取りを依頼するか、排出者自らまたはごみ収集業者に依頼して製造業者等が指定した引取場所に搬入する。国の認定業者による家電リサイクル法に基づいた回収サービスに依頼する。
資源の有効な利用の促進に関する法律（新リサイクル法）（平成3年法律第48号）資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）第6条別表第6に規定するパーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）及び密閉型蓄電池	パソコンの製造等（製造または自ら輸入したものを販売することをいう。）の事業を行う者が製造等をしたパソコンである場合、排出者は当該製造等を行う者に回収を依頼する。自作パソコン等で回収するメーカー等がない場合は一般社団法人パソコン3R推進協議会に回収を依頼する。国の認定業者による小型家電の宅配便回収に依頼する。密閉型蓄電池は小型充電式電池の回収・リサイクルシステムに基づくリサイクル協力店に回収を依頼する。
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）（平成14年法律第87号）に規定する使用済み自動車	排出者は、自動車の購入時、車検時、または廃車時に再資源化預託金等（リサイクル料金）を資金管理法人に対して預託し、当該自動車を使用済みとなったときは、都道府県知事等の登録を受けた引取業者に当該使用済自動車の引き取りを依頼する。
B プロパンガスボンベ	排出者は、LPガス協会、またはプロパンガス取扱店に相談するか、購入した販売店に引き取りを依頼する。
消火器	排出者は、消火器メーカーの自主的取組である廃消火器リサイクルシステムに基づき販売店（特定窓口）等に引き取りを依頼する。
ガソリン、灯油、オイル	排出者は、ガソリンスタンドや購入した販売店等に処理、または引き取りを依頼する。

種 類	排出方法等
B 自動二輪車（原動機付き自転車を含む。）	排出者は、国内二輪車メーカー及び輸入事業者の自主的取組である二輪車リサイクルシステムに基づく廃棄二輪車取扱店、または指定引取窓口に持ち込み、引き取りを依頼する。
金庫、農薬などの薬品	排出者は購入した店、またはメーカー等に引き取りを依頼する。
C その他の排出禁止物	排出者自ら処理するか、専門業者に相談するか、または購入した販売店等に引き取りを依頼する等の方法により適正に処理する。

⑤在宅医療廃棄物

在宅医療廃棄物については、針刺し・感染事故の防止及び排出者のプライバシー保護の観点から、次の方法により排出するものとする。

種 類	排出方法等
A 注射器及び注射針等の鋭利なもの、感染性の危険が高いと判断されるもの、使い残して不要となった医薬品類	提供を受けた医療機関、または薬局に処分を依頼する。
B プラスチック製のバッグ類（ストーマ袋、CAPDバッグ等）・チューブ類（吸引チューブ、CAPDチューブ等）・カテーテル類（導尿カテーテル等）、布類（ガーゼ、脱脂綿等）、紙類（紙おむつ）等 ※鋭利でないもの、非感染性のものに限る	中身を完全に使い切り、汚物はトイレに流したうえで、液漏れ等しないよう必要な措置を講じ、紙等にくるんでから指定袋に入れ、所定の場所（ステーション）に搬出する。 （可燃ごみ）
C 薬の外袋・梱包材 ※  プラマークを確認	無色透明の袋に入れて所定の場所（ステーション）に搬出する。 （プラスチック製容器包装）
ガラス製の栄養剤容器・点滴ボトル ※非感染性に限る	中身を完全に使い切り、無色透明の袋に入れて所定の場所（ステーション）に搬出する。（硝子屑類）

（３）事業系ごみ

①収集運搬及び排出方法

事業系ごみについては、市で収集は行わないため、事業者自ら処理するか、または市指定許可収集運搬業者に清掃センターまでの収集運搬を依頼する。

②資源物の取り扱い

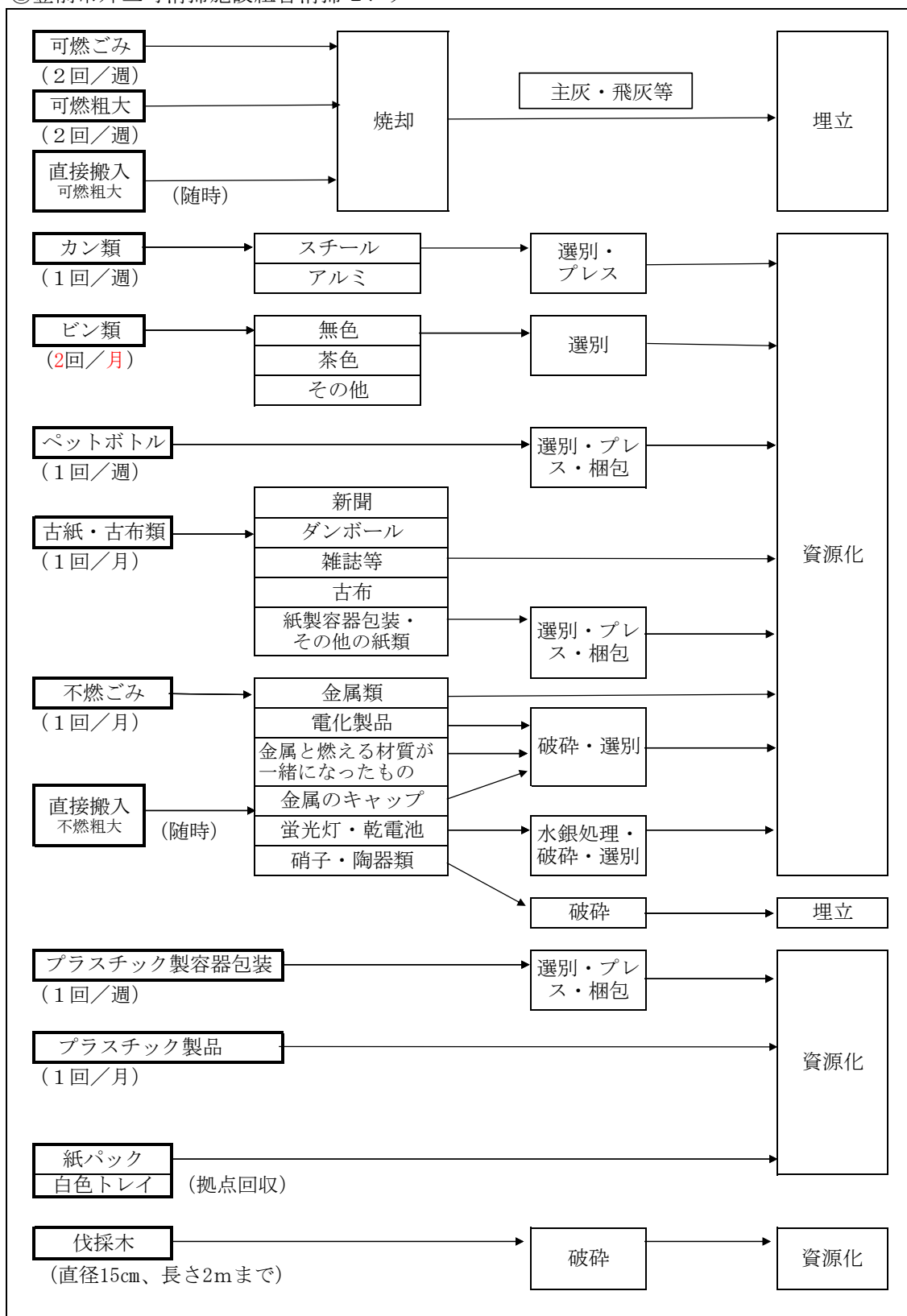
事業系ごみのうち、再生利用の目的となる資源物については、事業者自ら運搬するか、収集運搬または処分を行う回収業者等に収集運搬を委託し、清掃センターまたは再資源化処理を行う一般廃棄物処分業者等の施設に搬入し、資源化に努めるものとする。

（４）収集運搬業の許可業者数

市内のごみ排出量に鑑み、ごみ収集業者数を決めており、現在、13社の許可業者数で、適正な収集運搬を行っている。

3 中間処理・最終処分計画
(1) 処分施設

①豊前市外二町清掃施設組合清掃センター



(2) 処分業の許可業者数

市内のごみ排出量に鑑み、処分業者を決めており、現在、既存の許可業者で適正な処分を行っている。

4 処理施設に関する事

(1) 処理施設の概要

① 中間処理施設

施設名称：豊前市外二町清掃施設組合清掃センター（豊前市大字八屋322-45）

区分	焼却処理施設	リサイクル施設
供用開始年度	昭和58年度	平成19年度
処理方式	准連続燃焼式	粗大ごみライン、びん類処理ライン、 ペットボトル・カン処理ライン、 その他プラスチック・その他紙ライン、 保管対象資源物用ストックヤード
処理能力	70 t / 日 (35 t × 2基)	20 t / 5h

※行政区域内で処理困難な一般廃棄物については、再資源化やリサイクルの方針に従い、他市町村と市町村間事前協議を行い、当該市町村に通知し適正な処理を行う。

② 最終処分場（令和4年6月末埋立終了）

施設名称：豊前市外二町清掃施設組合清掃センター埋立処分地

（上毛町大字下唐原2276-1、2148-42）

埋立開始年度	昭和60年度
埋立終了年度	令和4年6月末
容量	46,000m ³ (100%)
対象物	中間処理施設から排出されるガラス類（資源化できないガラス）・陶器類・鏡・水槽・化粧ビン・農薬ビン・石製の硯・ネックレス・表札・その他焼却残渣等

(2) 最終処分場の廃止に向けた維持管理

安全性、信頼性の高い最終処分場にするために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいた構造、維持管理及び廃止に関する生活環境の保全上満たすべき技術上の基準を遵守し、適正に維持管理を行う。

(3) 最終処分の現況

① 焼却灰及び陶器類の最終処分先

埋立開始年度	令和4年7月
埋立場所	(株)大島産業背振工場 佐賀県神崎市脊振町服巻2133番地1
年間数量(週2回)	1,000 t (令和5年度)
対象物	焼却灰及び陶器類

② 焼却飛灰資源化処理に係る処分先

資源化処理期間	令和4年7月～令和6年3月
中間処理 (セメント原料)	北九州アッシュリサイクルシステムズ(株) 北九州市戸畑区牧山5丁目1番1号
資源化処理 (セメント化)	UBE三菱セメント九州工場・荻田セメント工場 宇部セメント工場
年間数量(不定期)	240 t (令和5年度)
対象物	焼却飛灰



② 焼却飛灰中間処理及び最終処分先

埋立開始年度	令和6年4月～
埋立場所	三重県中央開発(株)三重リサイクルセンター 三重県伊賀市与野字蜂屋4713番地
年間数量(週2回)	250 t (令和6年度見込み)
対象物	焼却飛灰

Ⅲ 生活排水処理実施計画

1 生活排水処理計画

(1) し尿等の収集量（処理量）の見込み及び実績

種 類		単位	令和7年度 (計画)	令和6年度 (見込み)	令和5年度 (実績)
し 尿 等	し 尿	kl	9,889	10,061	10,158
	浄 化 槽 汚 泥	kl	5,120	5,204	5,106
	農 業 集 落 排 水 汚 泥	kl	0	0	0
	合 計	kl	15,009	15,265	15,264
人 口 (年 度 末 人 口)		人	22,803	23,200	23,598
世 帯 (年 度 末 世 帯)		戸	11,228	11,424	11,749
年 間 世 帯 当 たり 排 出 量		kl/戸	1.34	1.34	1.30
浄化槽人口（年度末人口）		人	8,800	8,780	8,754
公共下水道人口（年度末人口）		人	7,565	7,574	7,582

※令和6年度(見込み)については、令和7年1月までの実績より算出。

※令和7年度(計画)については、過去3年間の搬入量の減少割合をもとに算出。

※令和6年度、7年度の人口、世帯数は、令和2年～令和5年の平均減少率で算出。

2 収集運搬計画

(1) 収集運搬の区分等

種 類		収 集 運 搬				
		収集主体	収集方式	収集回数	収集方法	搬入場所
上記以外	し 尿	排出者	依頼	随時	戸別収集	環境センター
	浄 化 槽 汚 泥	排出者	依頼	随時	戸別収集	環境センター

(2) 収集運搬方法等

- ①一般家庭、店舗及び事務所等の汲取式便所から排出されるし尿は、し尿等収集業者に収集運搬を依頼し、環境センターに搬入する。
- ②公共施設から排出されるし尿の一部は、市が収集運搬し、環境センターに搬入する。
- ③浄化槽を管理している者は、浄化槽汚泥をし尿等収集業者に収集運搬を依頼し、環境センターに搬入する。
- ④浄化槽を管理している者は、定期的に浄化槽の保守点検及び清掃を実施しなければならない。保守点検については福岡県知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者に委託して実施し、清掃については浄化槽清掃業者に依頼して法令等に定める期間ごとに実施するものとする。

(3) 処理及び処分の現況

市内で収集されるし尿・浄化槽汚泥は、環境センターで土壌脱臭処理を行い、上水で希釈し水質調整を行った後、公共下水道へ放流し、豊前市浄化センターで最終処理をする。

(4) 収集運搬業及び浄化槽清掃業の許可方針

し尿及び浄化槽汚泥排出量の見込み等を勘案すると、既存の許可業者1社で適正な収集運搬が可能であるため、原則として収集運搬業及び浄化槽清掃業の新規許可は行わない。

3 処理施設に関すること

(1) 処理施設の概要

前処理施設

施設名称:豊前市外二町清掃施設組合環境センター (豊前市大字八屋322番地21)

供用開始年	令和元年 7 月
処理方式	前処理・公共下水道希釈放流方式
処理能力	70k1/日 (生し尿38.8k1/日、浄化槽汚泥31.2k1/日)
汚泥処理	なし

4 普及啓発等

(1) 合併処理浄化槽の設置費補助

公共下水道、下水道認可区域外の地域において、公共用水域の水質保全に効果がある合併処理浄化槽の普及を促進するため、新築を除く設置者に設置費の一部補助を行う。

(2) 啓発活動

浄化槽の維持管理(保守点検・清掃・法定検査)及び合併処理浄化槽の設備設置補助事業等について、広報誌等を活用した啓発を行う。

5 その他必要事項

(1) 災害廃棄物の処理

地震・風水害等により、平時の廃棄物処理体制では対応できない量の災害廃棄物が発生した場合は、豊前市災害廃棄物処理計画に基づき、適正かつ迅速に処理を行う。

(2) 適正処理困難物の処理

法第6条の3に定める適正処理困難物の処理については、事業者の協力のもとに適正な処理を行う。